

暦年贈与課税はなくなるの？



1 贈与税課税における2つの制度

贈与税は相続税の補完税としての性質を有しており、現行法は毎年基礎控除 110 万円を有する一年ごとに贈与税を計算する暦年贈与課税と、ある者からの贈与は相続時に精算することを前提に累積的に贈与税を計算する相続時精算課税の2つがある。

相続時精算課税制度は、暦年贈与に比べて件数は極めて少ない。一旦この制度を適用するとその贈与者との関係では暦年贈与に戻れず、一定の非課税の特例（住宅取得資金贈与、教育資金の贈与、結婚・子育て資金の贈与）は受けられるものの、それを除いては相続時に精算しなければならず、相続税の節税の点からすればメリットが少ない。一方暦年贈与を計画的に行えば、多額の相続税を節税することもできる。まさに暦年贈与は相続税対策の王道といわれる所以である。

2 資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築

現在政府税調が検討しているところによれば、金融資産の保有者が高齢者に偏っており、また、高齢者の相続が多くなると相続開始時には相続人も高齢者となっており、相続した財産が有効に活用されず、ひいては社会の発展を阻害するおそれがあるという。

そこで、贈与による早期移転を促すために、暦年贈与による非課税特例制度（住宅取得資金の贈与、教育資金の贈与等）を利用させることによって促すことになるが、富裕層が利用することとなる結果、相続税の持つ再配分機能を弱めることになる。そのため「資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築」をすることが必要だという。ただし、令和3年度の与党税制改正大綱には「基本的な考え方」の中でこの点を明記しているが、政府の税制大綱には「基本的な考え方」は含まれていない。

これを簡単にいうと、いつ贈与したとしても、その贈与を含めて相続税を計算することとし、相続税の総額は事前に贈与した否かによって変わらないとすることであり、結果贈与による節税効果のない制度を作ることである。いわば現行の相続時精算課税制度を原則として、暦年贈与の制度がなくなることをいうことに等しい。もっとも早期の資産の移転を図るためには何らかのインセンティブは必要であろうから、一定の非課税枠を設けざるを得ないと思われる。

かつて、昭和25年のシャープ勧告に基づく税制改正により、贈与した財産を相続時に累積して相続税として課税する制度が設けられていたことがあった。しかしながら、昭和28年には一生の累積課税に関する追跡調査が困難であること等を理由として累積課税は廃止された。それから約70年を経た現代において、事前に贈与により申告されたことを追跡することは、ICT技術の発展やマイナンバー制度の活用により事務量の負担は著しく軽減され、執行上の不安は少ないものと思われる。

また、諸外国においても、相続時に贈与部分を精算させる制度を採用しているところも多い。このようなことから、今後、政府税調では専門家による部会を立ち上げ検討することとされている。令和3年6月末時点では開催されていない。

3 令和3年税制改正

上記2の考えを踏まえて、富裕層の優遇とされている贈与税の特例について、一部改正が行われている。

教育資金の贈与の特例については、死亡前3年以内に贈与した信託受益権等の管理残額を相続税の対象としていたところ、年数にかかわらず、死亡時の管理残額を相続税の対象とした。ただし、受贈者がその相続開始時に23歳未満であること、学校等に在学している場合は除かれる。

また、結婚・子育て贈与の特例については、一定の変更を行った上で令和5年3月31日まで延長されたが、利用件数が極めて少ないこと等を踏まえて、次の適用期限の到達時には廃止を含めた検討が予定されている。

4 今後の方向性

平成27年の相続税の改正により基礎控除がそれ以前の60パーセントとされたことから、相続税の申告者の課税割合は、4.5%から8.3%へ2倍近く増加することとなった。特に都内23区内では申告割合が40%を超えている区もあり、相続税に限られた富裕層だけが申告する税ではなくなっている側面がある。ちなみに、藤沢税務署管内の申告割合は20%強である。

超富裕層は別としても、現行の社会保障制度、とりわけ年金制度の現状からすれば、老後にある程度の金融資産を保有する必要がある。それと自宅を保有する程度の者が節税をして子供らに少しでも多くを相続させたいと思うことは何ら不思議なことではない。

また、現在の金利情勢からすれば、相続税の節税を行ったことでの税効果は、自己の金融資産を投資に回すよりも確実でその効果も大きい。

課税庁が平成に入って改正を行おうとした生命保険金の非課税枠の制限、遺産取得者課税への移行などは頓挫しており、今回の改正への試みがうまく行くかは、政治的な側面もあり予想できるところではないが、現在の暦年贈与制度や非課税制度が制限されることは十分に考えられる。

相続税対策は、相続対策という一面も有しており、保有財産の状況、相続をさせたい者の状況、事業承継の方法などにも左右され、ピンポイントの対策は効果が薄い。全ての財産の状況を勘案し、長期間をかけて行わなければ十分な効果を得られない。現状できることは早めに行うことは必須である。まずは顧問の税理士の方に相談をしていただければ幸いである。

